

第1章 生活環境 第2節 良質な水を安定して提供する

上水道等の整備

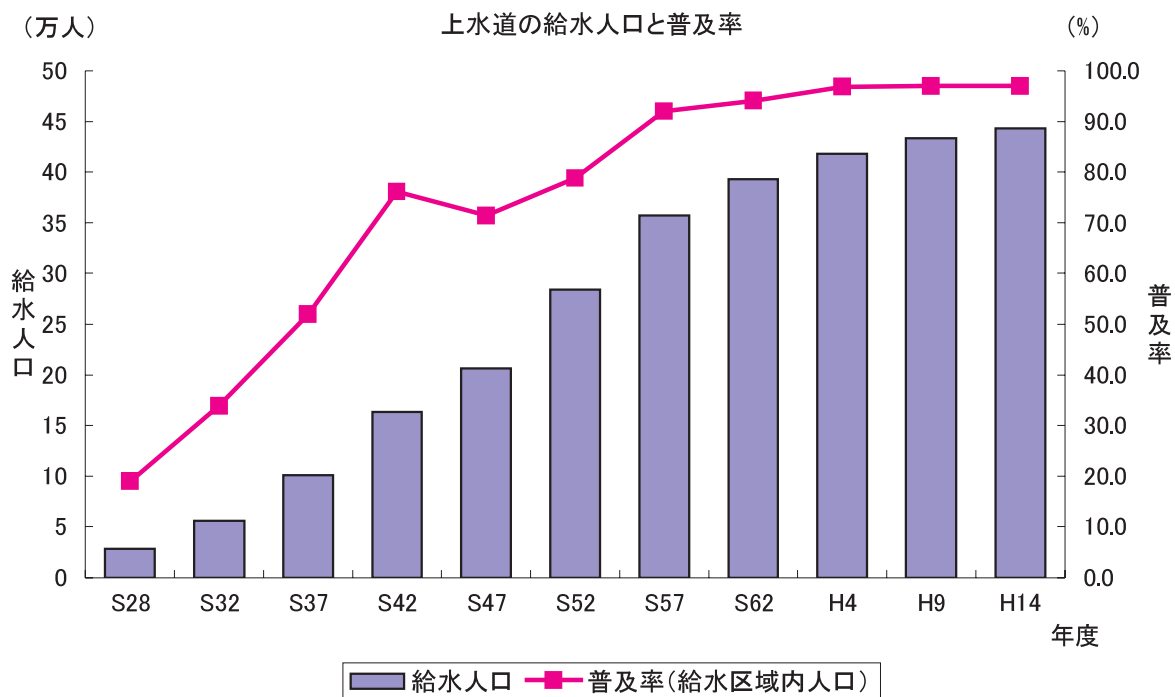
【基本的な考え方】

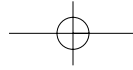
限りある水資源を有効に利用し、市民生活を支えるライフライン※として、水道水を安定して供給することが求められています。

上水道や簡易水道の全市域への普及がほぼ達成するなかで、今後は浄水場や水道管などの給配水施設の老朽化などに対し、適切に維持更新していくとともに、安全で良質な水道水を供給するための徹底した水質管理、さらには地震等の災害に備えた対策の強化に取り組めます。

また、より安定的な水道水の供給を実現するために、経営基盤を強化し、より健全な水道事業の運営に努めます。

生活環境





施策の概要

給配水施設等の整備

1221

安全で安定した水道水供給体制の向上に取り組みます。

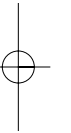
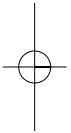
- (主な内容)
- ・施設の適切な維持更新
 - ・漏水防止の推進
 - ・施設の耐震化
 - ・鉛給水管の取り替え
 - ・クリプトスポリジウム※対策の推進

水道事業の健全化

1222

経営基盤を強化し、より健全な水道事業の経営に努めます。

- (主な内容)
- ・経営基盤改革の推進
 - ・市営簡易水道の統合



【指標と目標】

指 標	現状値	目標 (H24)
上水道有収率	94.6% (H13年度)	96%

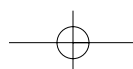
浄水場から送られた水道水が、途中で漏れずに家庭まで届く割合で、上水道施設の効率性を示します。

※ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信など市民生活や都市活動を支えるためにはりめぐらされている施設。

※クリプトスポリジウム

人やその他の哺乳動物の小腸に寄生して、下痢症の原因となる原虫。体外ではオーシストと呼ばれる袋に覆われており、熱や乾燥には弱い塩素消毒には強い抵抗性があることが知られている。



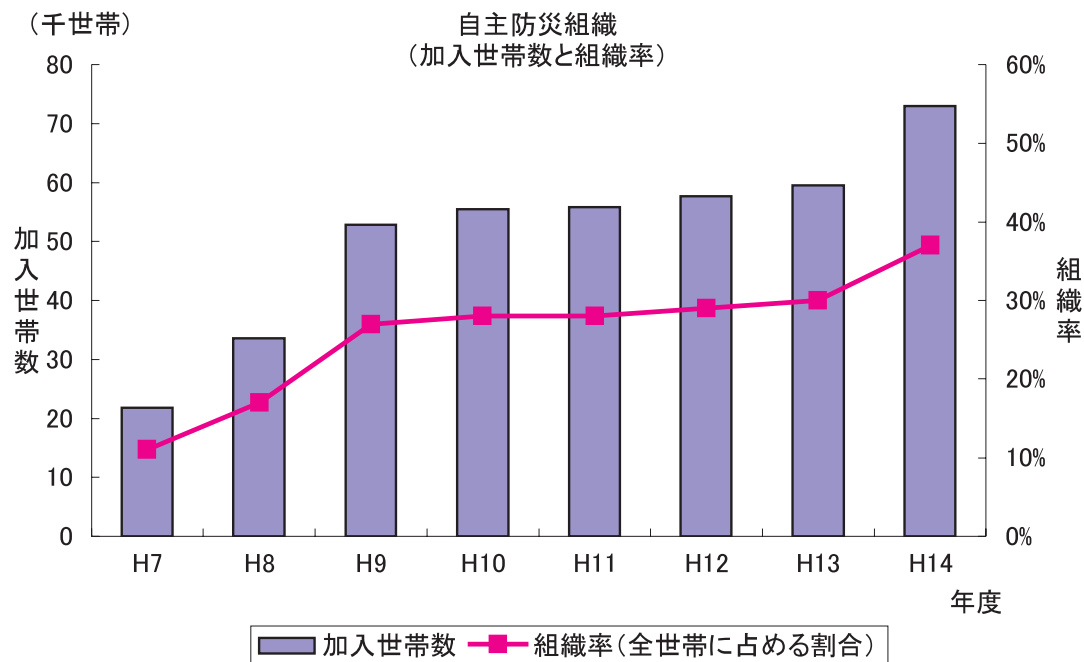
第1章 生活環境 第3節 災害等の危機に強いまちをつくる

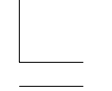
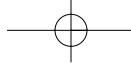
危機管理の充実

【基本的な考え方】

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災をはじめ、国内外で大規模な地震や事故が発生しています。本市でも平成13年3月に発生した芸予地震で多数の家屋が損壊したほか、同年6月の集中豪雨では、土砂崩れによって尊い生命が失われており、さらに今世紀の前半には東南海・南海地震^{*}などの発生の恐れも指摘されています。

こうした危機から市民の生命や財産を守るために、関係機関との連携を強化し、危機管理体制の充実を図ります。また、被害を最小限にするために河川の改修や建物の耐震化などを進めるとともに、市民一人ひとりの日頃からの備えの大切さを啓発し、隣近所で助け合う自主防災組織の育成や活動を支援します。





施策の概要

総合的な体制づくり 1311

大規模災害などに備えた総合的な防災体制を構築し、災害対応力の強化に取り組みます。

- (主な内容)
- ・危機管理体制の充実強化
 - ・救助・救護体制の整備
 - ・防災拠点の整備
 - ・非常食・飲料水などの備蓄促進

自主防災の充実 1312

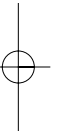
防災意識の高揚や防災に関する知識・技術の普及を図り、地域や事業所の自主防災組織化と防災訓練を促進支援します。

- (主な内容)
- ・自主防災組織の育成と活動支援
 - ・防災意識の普及啓発
 - ・防災訓練の充実
 - ・防災ボランティアやNPOの育成

被害抑制対策の推進 1313

河川や橋梁などの改修、耐震化を進め、災害発生時の被害を最小限にとどめるための対策を推進します。

- (主な内容)
- ・建築物の耐震化や不燃化の促進
 - ・水害やがけ崩れ災害への対策強化
 - ・上水道施設や管路の耐震化
 - ・上水道配水池間の相互融通体制の構築



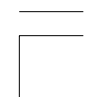
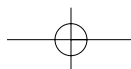
【指標と目標】

指 標	現状値	目標 (H24)
自主防災組織率	37% (H14年度)	60%以上 (H19年度)

地域の自主防災組織に加入している世帯の割合

※東南海・南海地震

過去、100～150年の間隔で発生しており、21世紀前半での発生が懸念されている、東海から近畿、四国方面を含めた大規模地震のことで、平成13年に国の中央防災会議に、専門調査会が設置されている。



第1章 生活環境 第3節 災害等の危機に強いまちをつくる

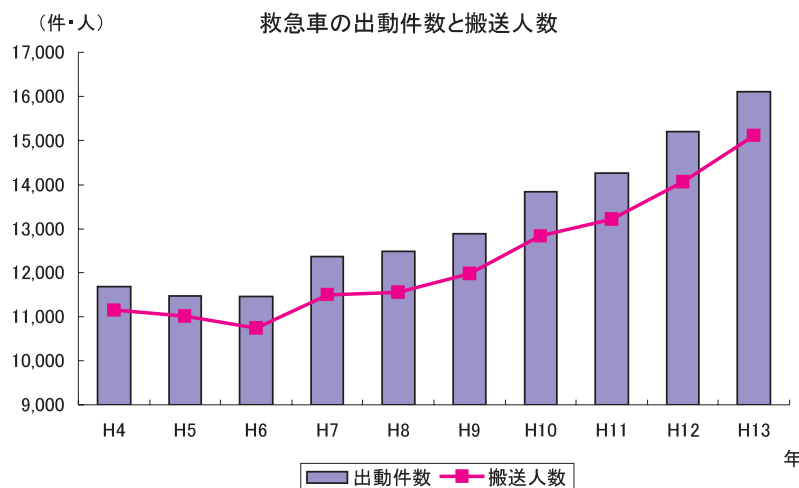
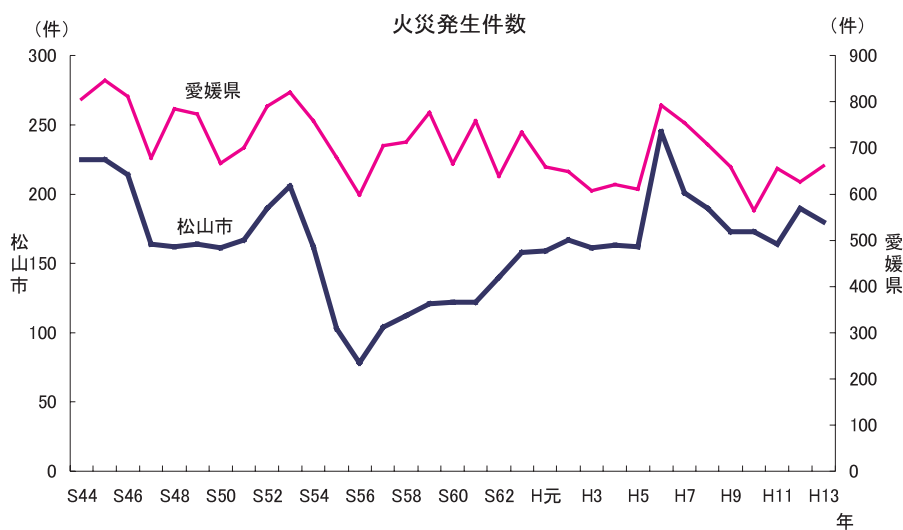
消防・救急救助の充実

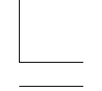
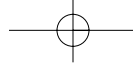
【基本的な考え方】

人口の増加や都市化の進展とともに、市街地の拡大や建築物の高層化が進み、災害の態様が複雑多様化しています。そのため、防火思想の普及・啓発に加えて、建築物の防火指導や消防施設の整備、装備の強化など総合的な消防体制の充実に取り組みます。

また、高齢化の進展などに伴い、救急救助活動や搬送中の高度な救急救命処置へのニーズが高まるなど、救急業務内容の多様化・高度化への的確な対応が求められています。そのため、救急救命士[※]などの人材の育成や高規格救急車[※]の配備など救急・救助体制の充実を計画的に進めます。

生活環境





施策の概要

消防体制の充実

1321

防火思想の普及啓発や建築物の防火指導を強化するとともに、消防組織や車両・資器材などの消防体制の充実を推進します。

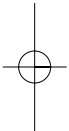
- (主な内容)
- ・防火意識、知識の普及
 - ・消防組織、施設、車両、資器材などの整備充実
 - ・消防団組織の充実、活性化

救急救助体制の充実

1322

救急救助組織の整備や車両、資器材及び技術の高度化を推進するとともに、応急手当の普及を促進します。

- (主な内容)
- ・高規格救急車の配備
 - ・救急救命士の養成
 - ・応急手当の普及啓発



【指標と目標】

指 標	現状値	目標 (H24)
救急車の現場到着時間	6分10秒 (H14年)	5分40秒
普通・上級救命講習の受講者 (累計)	27,202人 (H14年度末)	10万人

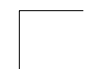
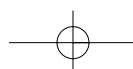
市民の応急手当に関する意識や技術の普及状況を示します。

※救急救命士

患者が医療施設に搬送されるまでの間に、医師の指示の下で高度な救命処置を行うことができる専門職で、松山市消防局では22人 (H14年度末) が資格を取得している。

※高規格救急車

救急救命士の資格を持つ救命隊員が高度な応急処置を行うために必要な構造や設備を有している救急車で、松山市消防局では、中央署、東署、南署、西署に1台ずつ配置している。



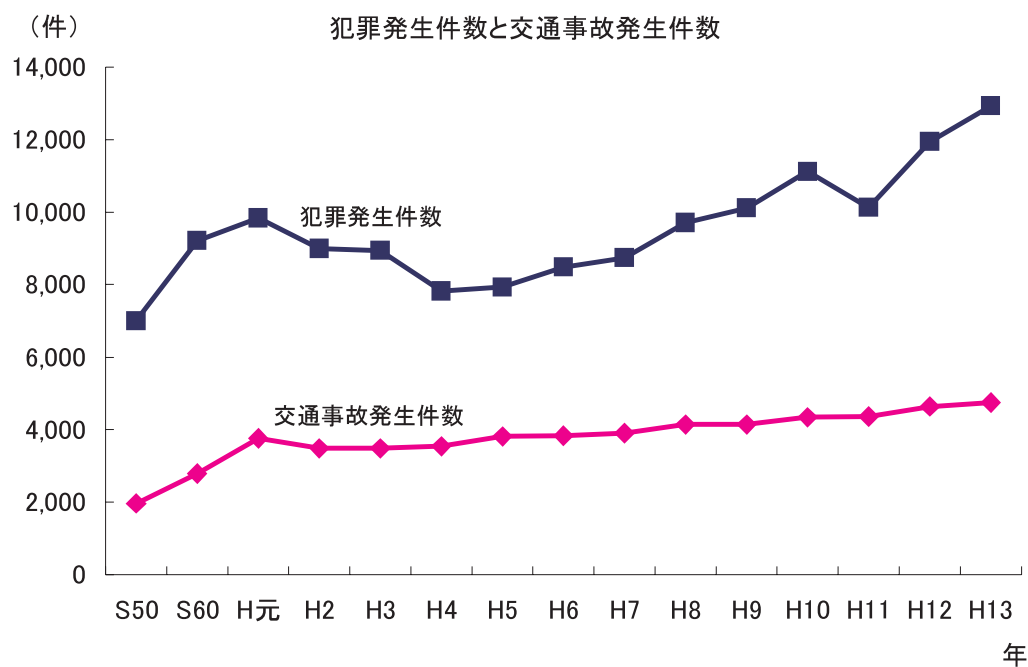
第1章 生活環境 第4節 安全で快適な生活圏を整備する

安全に暮らせる地域づくり

【基本的な考え方】

都市化や高度情報化、高齢化の進展などによる社会環境の変化とともに、地域コミュニティが有している多様な機能が低下しています。そのため、一人ひとりの市民意識や地域社会の連帯意識を高め、関係機関や団体と連携しながら、犯罪や事故のない地域社会づくりに取り組みます。

また、消費生活に対する不安が高まる中で、食品の衛生管理体制や食中毒などに迅速に対応する体制を整備するとともに、消費取引に関する情報の提供や意識啓発を充実し、安心できる消費生活を支援します。



資料: 県警察本部

施策の概要

地域防犯活動の推進 1411

コミュニティ活動を通じて、地域全体で犯罪を防止する意識づくりや活動を促進します。

- (主な内容)
- ・安全、安心なまちづくり活動※の支援
 - ・地域防犯施設の整備
 - ・防犯関係機関との連携強化

交通安全対策の推進 1412

高齢者や障害者、子どもが安心できる交通安全施設の整備や交通マナーの向上を推進します。

- (主な内容)
- ・交差点、踏切の改良
 - ・交通安全教育・運動の推進
 - ・交通事故被災者の救済、相談

食品の安全性の確保 1413

食品関係施設の監視指導や消費者への啓発とともに、試験・検査体制を充実します。

- (主な内容)
- ・食品衛生に関する知識の普及
 - ・食品営業施設の監視指導
 - ・食品検査の充実
 - ・輸入食品の安全対策

衛生的な生活環境の確保 1414

公衆浴場などの衛生関係施設の監視・指導を強化するとともに、検査機能を充実します。

- (主な内容)
- ・理美容所、旅館、公衆浴場などの衛生管理の監視指導
 - ・検査体制の充実
 - ・斎場、霊園の整備、管理

消費者の自立支援 1415

適正な計量の確保と消費者の意識、知識の向上を図ります。

- (主な内容)
- ・情報提供と相談体制の充実
 - ・消費者団体の活動支援
 - ・計量検査の充実

【指標と目標】

指 標	現状値	目標 (H24)
交通事故の発生件数	4,358件 (H14年)	3,800件

※安全、安心なまちづくり活動

松山市安全で安心なまちづくり条例に基づき、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を分担・協働して進める安全、安心に暮らすことのできる地域社会づくり活動。

第1章 生活環境 第4節 安全で快適な生活圏を整備する

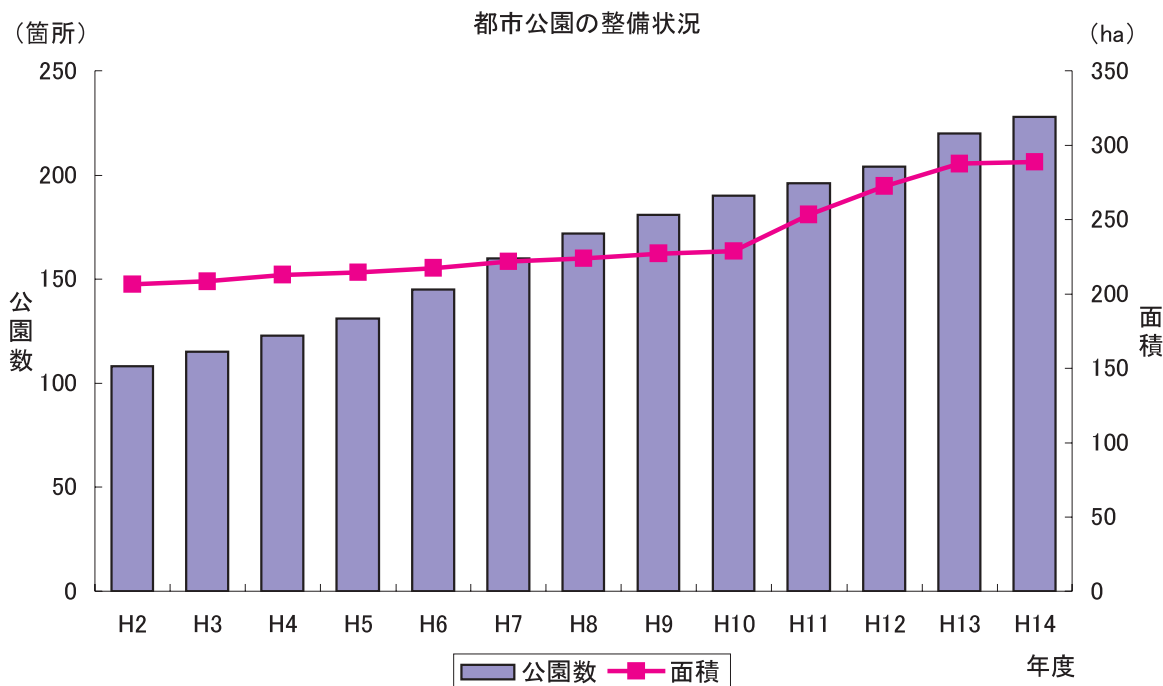
快適な住宅・居住環境の充実

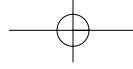
【基本的な考え方】

災害が少なく、温暖で自然豊かな暮らしやすい環境に恵まれた本市ですが、高齢化の進展やライフスタイルの変化などに伴い、バリアフリー住宅[※]や、省エネ・節水型住宅など住宅性能に対するニーズが多様化するとともに、機能性・利便性とゆとり・うるおいの両方が充実した豊かな住環境が求められています。

そのため、高齢化などに対応した良質な住宅供給を促進するとともに、豊かな自然環境を活かしながら、潤いのある公園や緑地、便利で安全な生活道路の整備を進め、快適な住宅・居住環境づくりに取り組みます。

生活環境





施策の概要

良質な住宅の供給促進 1421

市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、良質な民間住宅の供給を促進します。

- (主な内容)
- ・新住宅マスタープラン※の策定、推進
 - ・優良な賃貸住宅などの供給促進
 - ・市営住宅建替事業、バリアフリー化の推進

身近な公園や緑づくりの推進 1422

だれもが利用しやすい公園の計画的な整備とともに、市民による身近な緑づくりを支援します。

- (主な内容)
- ・緑の基本計画※の策定、推進
 - ・公園緑地の適正な配置
 - ・市民緑化活動の促進

生活道路の整備 1423

お年寄りから子どもまで安心して利用できる身近な道路の整備と適正な維持管理を充実します。

- (主な内容)
- ・生活道路、橋梁の整備
 - ・道路の適切な維持管理
 - ・バリアフリー歩行空間整備事業の推進

【指標と目標】

指 標	現状値	目標 (H24)
市民1人あたりの公園面積	6.1㎡ (H14年度)	緑の基本計画を策定し、目標設定

※バリアフリー住宅

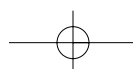
高齢者や障害者の家庭内での事故を防ぎ、安心して暮らすことができるように、居室や廊下間の段差解消や手すりの設置、介護が可能なトイレや風呂場などを設けた住宅。

※新住宅マスタープラン

地域における住宅事情の現況や課題などを整理分析し、地域特性に応じた住宅整備の方向性や具体的施策などを定めるもので、平成9年に策定した現在のプランを見直すもの。

※緑の基本計画

緑地の保全や緑化の推進など、都市の緑づくりに関する総合的かつ基本的な計画。



第1章 生活環境 第4節 安全で快適な生活圏を整備する

下水道等の整備

【基本的な考え方】

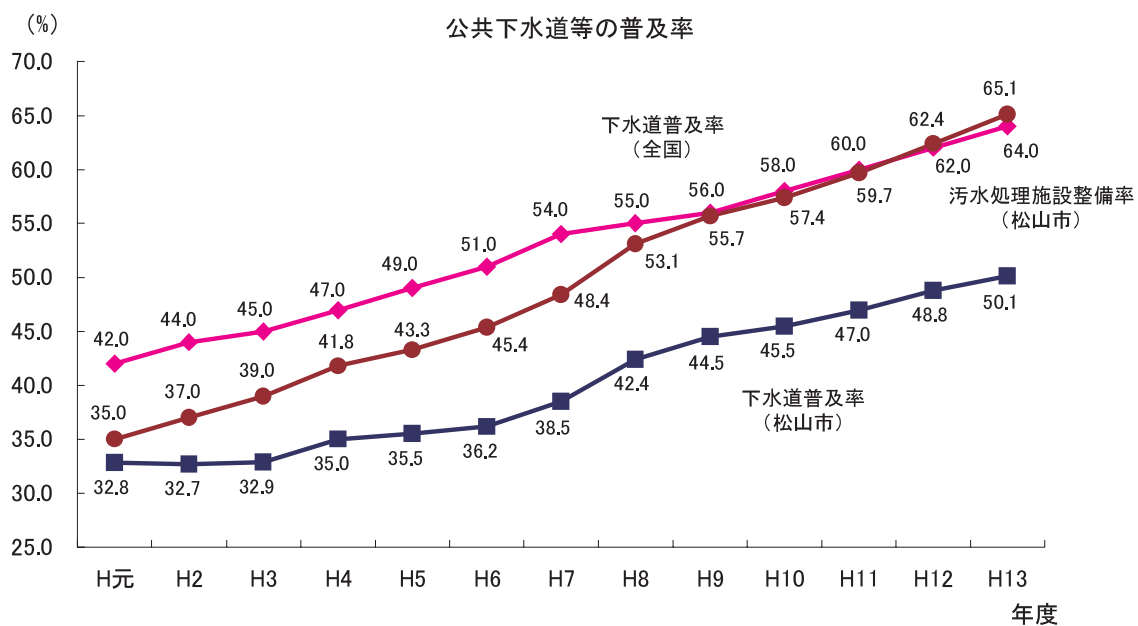
下水道は、河川や海などの水質を保全するとともに水害を防止するなど、安全で快適な生活環境づくりに欠かせない基幹的な都市施設です。

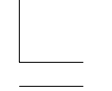
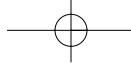
さらに水資源の乏しい本市にとっては、処理水の再利用によって水のリサイクル実現にも重要な役割を担っています。

本市では昭和33年以来、公共下水道の整備に取り組んできましたが、平成14年度末の普及率は51.5%と、類似都市に比べて低い状況にあります。

このため、事業の重要性を啓発しながら公共下水道の整備をさらに進めるとともに、合併処理浄化槽[※]などの汚水処理システムとの連携により生活環境の改善を図ります。また、急激な都市化とともに増加している市街地の浸水対策を強化し、安全で快適な市民生活の実現に取り組みます。

生活環境





施策の概要

公共下水道等の整備 1431

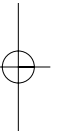
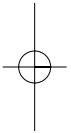
公共下水道の普及率を高めるとともに、合併処理浄化槽整備との連携により、生活環境の改善を図ります。

- (主な内容)
- ・公共下水道や合併処理浄化槽などを組み合わせた生活排水対策の推進
 - ・老朽施設の更新 ・下水道資源の活用 ・高度処理による水質向上

浸水対策の推進 1432

河川改修や排水路の整備を進め、市街地での総合的な浸水対策を進めます。

- (主な内容)
- ・下水排水路やポンプ場の整備
 - ・河川改修の推進
 - ・公共下水道（雨水）の整備
 - ・情報提供や意識啓発の充実



【指標と目標】

指 標	現状値	目標 (H24)
污水処理施設の整備率	67.5% (H14年度末)	79%
床上浸水の被害家屋数	116棟 (H13年度)	被害解消を目指す

污水処理施設とは、公共用水域の水質保全を目的とした施設で、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽をいいます。

平成13年6月の梅雨前線に伴う大雨で、市内の116棟が床上浸水の被害を受けました。

※合併処理浄化槽

家庭の生活排水などによる河川や海の汚染を防ぐために設置される、し尿と生活排水を同時に処理する浄化槽。

